「カリマネの３ステップ」（ねらいの明確化―編成・実施・調整―評価・改善）による新たなイメージ

ステップⅠ　子供の実態・学校教育目標等を踏まえた「ねらいの明確化」

- 日々の教師による見取りや、各種調査・デジタル学習基盤から得られるデータ等を基にした子供の実態の適切な把握
- 把握した実態や、学校教育目標・経営方針等を基に、教職員や地域住民、児童生徒など関係者で対話・協議し、育成を目指す資質・能力や直面する指導上の課題の解決といった、教育課程の編成・実施により実現可能な具体的成果について共通理解（※）を形成
- 対話・協議を経て必要がある場合は、学校教育目標・経営方針等も柔軟に見直し

（※）必要に応じ、裁量的な時間（調整授業時数制度）を活用して対話・協議のための時間を計画的に確保

ステップⅡ　教育課程の編成・実施・調整と環境整備

ステップⅠを通じて共通理解を図ったねらいの実現に向け、教育課程の編成・実施・調整や、環境整備に取り組む。

（①教育課程の編成・実施・調整）

- 以下の観点などから検討を行い、教育課程を編成（※１）
  －調整授業時数制度や柔軟な単位制も活用（※２）し、どの教科等を、どのような時数（単位数）で、どのような日課で実施するか
  －教科等横断的な視点(※３)を踏まえつつ、どのように単元を構成・配列するか（デジタル学習指導要領も活用）
- 教育課程の実施に当たっては、調整授業時数制度を活用し、状況に応じて年度途中でも配当時数・単元の配列を変更するなど、ねらいの実現や新たに発生した課題への対応のため柔軟に調整

（※１）この過程で、単元配列表の形式的な作成に留まることなく、必要に応じ、当該校の教育課程を踏まえた、単元で捉えて授業を構想するための研究・研修も裁量的な時間を活用して計画的に確保し、授業改善にも繋げる
（※２）調整授業時数制度等の活用以外にも、週当たり時数の見直し（週29コマから28以下への変更、年度初めからの段階的増など）、単位授業時間の柔軟な変更とそれに合わせた日課表の見直し、授業日・休業日の設定の工夫など、時間マネジメントに着目した取組により効果的な教育課程編成を支えることが重要
（※３）各校のねらいを実現する上では、各学校で目標を定める総合的な学習（探究）の時間と各教科等の繋がりを意識することが重要となる

- 何を実施するかだけでなく、ねらいに照らした取組の重点化も重視

（②人的・物的環境の整備）

- 人員配置や校務分掌の最適化等の校内組織を整備
- 必要な備品・教材等がある場合には計画的に確保
- 教職員の専門的知見の向上や研究・研修、外部機関との連携など教育課程の編成・実施に当たって必要な場合には、裁量的な時間を活用して計画的に時間を確保
- 学校運営協議会や保護者、地域の企業・団体等とも連携し、ねらいの達成に効果的な指導が可能となるよう体制整備

ステップⅢ　ねらいの実現状況の把握と評価・改善

- ステップⅠで共通理解を図ったねらいや、年度途中に新たに発生した課題への対応として十分な成果を挙げたかどうかについて、学習評価の状況や、児童生徒向けアンケート・ヒアリング、学校関係者評価等を通じて把握（カリマネのためだけの把握手続は必須ではない）
- 把握した状況を踏まえて、教育課程や授業の改善に向けた評価・改善を検討して、ステップⅠに反映

（※）必要に応じ、裁量的な時間を活用して、課題の共有や今後の改善に向けた検討・協議について計画的な時間を確保

現行の総則の俯瞰イメージと課題・対応策（小中学校の例）

補足イメージ①

第１　小学校（中学校）教育の基本と教育課程の役割
1. 教育課程編成の原則
2. 生きる力を育む各学校の特色ある教育活動の展開
   (1)確かな学力 (2)豊かな心 (3)健やかな体
3. 育成を目指す資質・能力
   (1)知識及び技能 (2)思考力,判断力,表現力等 (3)学びに向かう力,人間性等
4. カリキュラム・マネジメントの充実

第２　教育課程の編成
1. 各学校の教育目標と教育課程の編成
2. 教科等横断的な視点に立った資質・能力の育成
   (1)学習の基盤となる資質・能力 (2)現代的な諸課題に対応して求められる資質・能力
3. 教育課程の編成における共通的事項
   (1)内容等の取扱い (2)授業時数等の取扱い (3)指導計画の作成等に当たっての配慮事項
4. 学校段階等間の接続
   (1)前の学校段階との接続 (2)後の学校段階との接続

第３　教育課程の実施と学習評価
1. 主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善
   (1)主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善
   (2)言語活動の充実
   (3)コンピュータ等や教材・教具の活用
   (4)見通しを立てたり，振り返ったりする学習活動
   (5)体験活動
   (6)児童の興味・関心を活かした自主的，自発的な学習の促進
   (7)学校図書館，地域の公共施設の利活用
2. 学習評価の充実
   (1)指導の評価と改善 (2)学習評価に関する工夫

第４　児童の発達の支援
1. 児童の発達を支える指導の充実
   (1)学級経営,児童の発達の支援 (2)生徒指導の充実 (3)キャリア教育の充実
   (4)指導方法や指導体制の工夫改善など個に応じた指導の充実
2. 特別な配慮を必要とする児童への指導
   (1)障害のある児童などへの指導 (2)海外から帰国した児童や外国人の児童の指導
   (3)不登校児童への配慮

第５　学校運営上の留意事項
1. 教育課程の改善の学習評価等
2. 家庭や地域社会との連携及び協働と学校間の連携

第６　道徳教育推進上の配慮事項
1. 道徳教育の指導体制と全体計画
2. 指導内容の重点化
3. 豊かな体験活動の充実といじめの防止
4. 家庭や地域社会との連携

課題①

柔軟な教育課程編成の位置付けに係る課題

・**第１の３．の後に、**「児童生徒を包摂する教育課程の編成・実施 」（仮称）等の項目を設け、柔軟な教育課程編成・実施の必要性を位置付けてはどうか

・その上で**「第２」の３．**は、現在、内容、授業時数、指導計画で構成されているところ、今回、調整授業時数制度を創設し、授業時数に関連する記載を充実させることを踏まえ、
- ３．を「内容・指導計画に関する共通的事項」（仮称）とし、授業時数の取扱いを分離する、
- 新たに４．として「授業時数に関する共通的事項」（仮称）の項目を設け、調整授業時数制度等の運用の具体を含め、授業時数全体について記載する、

こととしてはどうか。

これにより、具体的に何を柔軟に取り扱うことができ、何はできないのか、が分かりにくいという学校現場の声に応えることにもつながるのではないか。

課題②

学習の自己調整等の位置付けに係る課題

・児童生徒の学習の自己調整に係るものや、教師の個に応じた指導に係るものは、**「第３」**にまとめ、「児童（生徒）が主体的に学ぶことができる学習環境の構築」（仮称）等の項目を設けていくことについてどのように考えるか。　（※）論点整理を踏まえた「個別最適な学び」の整理を含む

課題③

多様な子供達を包摂する教育課程編成・実施を日常にするための課題

・**「第４」**のうち「特別な配慮を必要とする児童への指導」については、今後子供一人一人に応じた教育課程の編成を新設・拡充する方向で議論しており、これらが特別なことではなく日常の教育課程編成として行われるよう、「第２」に内容を移行して項目を設けることについてどのように考えるか。

3

現行の総則の俯瞰イメージと課題・対応策（高等学校の例）

補足イメージ②

第１　高等学校教育の基本と教育課程の役割

1. 教育課程編成の原則
2. 生きる力を育む各学校の特色ある教育活動の展開
   (1)確かな学力　(2)豊かな心　(3)健やかな体
3. 育成を目指す資質・能力
   (1)知識及び技能 (2)思考力,判断力,表現力等 (3)学びに向かう力,人間性等
4. 就業やボランティアに関わる体験的な学習の指導
5. カリキュラム・マネジメントの充実

第２　教育課程の編成

1. 各学校の教育目標と教育課程の編成
2. 教科等横断的な視点に立った資質・能力の育成
   (1)学習の基盤となる資質・能力
   (2)現代的な諸課題に対応して求められる資質・能力
3. 教育課程の編成における共通的事項
   (1)各教科・科目及び単位数等
   (2)各教科・科目の履修等
   (3)各教科・科目等の授業時数等
   (4)選択履修の趣旨を生かした適切な教育課程の編成
   (5)各教科・科目等の内容等の取扱い
   (6)指導計画の作成に当たって配慮すべき事項
   (7)キャリア教育及び職業教育に関して配慮すべき事項
4. 学校段階等間の接続
   (1)中学校教育との接続及び中等教育学校等の教育課程
   (2)義務教育段階での学習内容の確実な定着を図る工夫
   (3)高等学校卒業以降の教育や職業との円滑な接続を図る工夫
5. 通信制の課程における教育課程の特例
   (1)添削指導の回数及び面接指導の単位時間数の標準
   (2)学校設定教科に属する科目の添削指導の回数等
   (3)理数に属する科目及び総合的な探究の時間の添削指導の回数等
   (4)面接指導の授業の１単位時間
   (5)多様なメディアを利用して行う学習による面接指導時間数の免除
   (6)特別活動の指導時間数

課題①

「第１」に柔軟な教育課程編成・実施の必要性を位置付けてはどうか。
また、「第２」の教育課程の編成における共通的事項についても、「内容・指導計画等」に関するものと、「単位・授業時数等」に関するものを項目を分けて示してはどうか。

第３　教育課程の実施と学習評価

1. 主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善
   (1)主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善
   (2)言語環境の整備と言語活動の充実
   (3)コンピュータ等や教材・教具の活用
   (4)見通しを立てたり，振り返ったりする学習活動
   (5)体験活動
   (6)学校図書館，地域の公共施設の利活用
2. 学習評価の充実
   (1)指導の評価と改善
   (2)学習評価に関する工夫

課題②

「第３　教育課程の実施と学習評価」にまとめ、「多様な生徒が主体的に学ぶことができる学習環境の構築」（仮称）等の項目を設けていくことについてどのように考えるか。

第４　単位の修得及び卒業の認定

1. 各教科・科目及び総合的な探究の時間の単位の修得の認定
   (1)単位の修得の認定
   (2)総合的な探究の時間の単位の修得の認定
   (3)各教科・科目の単位数の配当
2. 卒業までに修得させる単位数
3. 各学年の課程の修了の認定

第５　生徒の発達の支援

1. 生徒の発達を支える指導の充実
   (1)ホームルーム経営,生徒の発達の支援
   (2)生徒指導の充実
   (3)キャリア教育の充実
   (4)生徒の特性等の把握と伸長等
   (5)指導方法や指導体制の工夫改善など個に応じた指導の充実
   (6)学習の遅れがちな生徒の指導における配慮事項
2. 特別な配慮を必要とする児童への指導
   (1)障害のある児童などへの指導
   (2)海外から帰国した児童や外国人の児童の指導
   (3)不登校児童への配慮

課題③

「特別な配慮を必要とする児童への指導」については、これらが特別なことではなく日常の教育課程編成として行われるよう、「第２」に内容を移行することとしてはどうか。

第６　学校運営上の留意事項

1. 教育課程の改善と学校評価，教育課程外の活動との連携等
2. 家庭や地域社会との連携及び協働と学校間の連携

第７　道徳教育に関する配慮事項

1. 道徳教育の指導体制と全体計画
2. 道徳教育推進上の留意事項
3. 豊かな体験活動の充実といじめの防止
4. 家庭や地域社会との連携

※ ※(1)(2)などの内容の小見出しについては、高等学校学習指導要領（平成 30年告示）解説の記載を踏まえ事務局作成

参考資料

総則・評価特別部会における検討事項・論点①

灰字で(P○)とあるのは論点整理における参照ページ

1．学習指導要領の基本的な理念や構造等に関すること

①各教科等に共通する重要な理念・概念の具体化

- 各教科等の**「中核的な概念等」の抽出とそれに基づく構造化、構造化に伴う必要に応じた内容の精選の基本的な方針（教科書の重点化・精選との関連を含む）** (P10)
- 各教科等の目標における**「見方・考え方」の示し方** (P17)
- 各教科等の目標における**「学びに向かう力・人間性等」の示し方** (P10)
- **カリキュラム・マネジメントの考え方の整理や具体化**の在り方 (P81)

②分かりやすく・使いやすい学習指導要領の形態

- 教師による資質・能力の関係性の理解やそれらを一体的に育成する単元づくりを助け、**「深い学び」を具現化しやすくする表形式**の在り方
- 教師の授業づくりの過程を効果的に支援できる**「デジタル学習指導要領」に求められる役割や機能**の在り方 (P11)

2．柔軟な教育課程の促進に関すること

①調整授業時数制度の具体化（義務教育）

- 標準授業時数の調整を可能とする**対象教科等**や**調整可能な授業時数の上限**
- **調整授業時数の活用方法**として認められる具体的な内容（特に、教職員の研究・研修も含めた「裁量的な時間」の類型と上限）
- **適切な運用を担保するための方策** (P32)

②その他の柔軟な教育課程編成を促す方策（義務教育）

- 学校教育法施行規則での**単位授業時間の標準**（小:45分、中:50分）の示し方
- 学習指導要領総則での**年間最低授業週数**（35週）の示し方
- 学習指導要領での学習内容の**学年区分**の示し方 (P33)

③単位制度の柔軟化（高等学校）

- 必履修を含む科目の一部を他の科目や学校設定科目等で取り扱うことを可能とする場合の**具体的な要件と範囲**
- 上記の組み替えを行う場合に、**一部内容を選択して扱うこと**や履修**単位数を標準から減らす**ことの**具体的な要件と範囲**
- 卒業に要する修得単位に含められる**学校設定教科・科目の単位数の上限**の在り方 (P38)
- **単位計算の細分化の具体的な設計**（何時間の学修をもって1単位と認定するかなど）
- **科目の履修免除の対象科目**や**具体的な要件、運用**の在り方 (P39)

④その他の柔軟な教育課程編成を促す方策（高等学校） (P38)

- **週当たり授業時数の標準**（週30コマ）の示し方

1

参考資料

総則・評価特別部会における検討事項・論点②

3．総則全体の構成に関すること

①総則の構成の在り方

- 前回改訂においては、学習指導要領改訂の趣旨を踏まえた教育課程編成・実施が行われるよう、**教育課程の編成の手順に沿って要点を示す形で構成の大幅な見直し**を**行った**が、それを踏まえた次期**総則の構成の在り方** (なし)

小学校・中学校の総則の構成

(前回)	(現行)
第１ 教育課程編成の一般方針	第１ 小学校（中学校）教育の基本と教育課程の役割
第２ 内容の取扱いに関する共通的事項	第２ 教育課程の編成
第３ 授業時数の取扱い	第３ 教育課程の実施と学習評価
第４ 指導計画の作成等に当たって配慮すべき事項	第４ 児童（生徒）の発達の支援
	第５ 学校運営上の留意事項
	第６ 道徳教育に関する配慮事項

高等学校の総則の構成

(前回)	(現行)
第１款 教育課程編成の一般方針	第１款 高等学校教育の基本と教育課程の役割
第２款 各教科・科目及び単位数等	第２款 教育課程の編成
第３款 各教科・科目の履修等	第３款 教育課程の実施と学習評価
第４款 各教科・科目、総合的な学習の時間及び特別活動の授業時数等	第４款 単位の修得及び卒業の認定
第５款 教育課程の編成・実施に当たって配慮すべき事項	第５款 生徒の発達の支援
第６款 単位の修得及び卒業の認	第６款 学校運営上の留意事項
第７款 通信制の課程における教育課程の特例	第７款 道徳教育に関する配慮事項

②総則の記載の在り方

- 前回改訂で大幅に分量が増加した総則の趣旨について、教師が一層掴み取りやすくし、授業づくりに生かしやすくする観点からの**記述の簡素化や精選**の在り方 (なし)

4．総則の具体的な記述（教育課程の編成・実施関連）

①学習の基盤となる資質・能力

- **情報活用能力と言語能力の関係**の整理
- 情報・技術WGや国語WGの議論を踏まえた、**情報活用能力と言語能力を構成する資質・能力**の再整理 (P58)

②デジタル学習基盤の位置付け

- **デジタル学習基盤の意義・役割**についての基本的な考え方の示し方 (P24)

③学習の自己調整の位置付け

- 学びに向かう力・人間性等の新たな整理を踏まえた、**児童生徒の学習の自己調整を促す効果的な指導（児童生徒の学習方略に係る指導を含む）**についての示し方 (P10)

④個別最適・協働の位置付け

- 「主体的・対話的で深い学び」と**「個別最適な学びと協働的な学び」**の間の類似した用語の並立を避けつつ、既に総則に記載がある**「個に応じた指導」を「個別最適な学び」に発展的に置き換えて整理**する具体的な示し方
- 対話や協働の基盤となる**「心理的安全性」の重要性**についての具体的な示し方 (P24)

参考資料

総則・評価特別部会における検討事項・論点③

5．総則の具体的な記述（児童生徒の発達の支援関連）

①多様な子供にとって学びやすい学習環境の構築

- いわゆる「社会モデル」の考え方も踏まえつつ、多様な個性や特性を有する子供がいることを前提とした**基礎的な環境の整備や、障害のある子供達への合理的配慮の在り方**についての具体的な示し方 (P92)

②学級経営・生徒指導・キャリア教育

- 生徒指導提要で示されている「発達支持的生徒指導」の考え方も踏まえた**学級経営・生徒指導の在り方**についての示し方
- 「特別活動WG」の議論も踏まえた**キャリア教育**の示し方

(なし)

③個に応じた指導の充実

- 教師が子供達一人一人に応じて指導方法・指導体制を工夫するという教師主語の視点のみならず、子供自ら自己の学習を主体的に調整できる環境を教師が整えるという**学習者主語の視点も踏まえた記述の充実**の在り方 (P24)

④特別な配慮を要する児童への指導（日本語・不登校・特別支援）

- 「**特別支援教育**WG」や「**不登校児童生徒**に係る特別の教育課程WG」、「**外国人児童生徒**等の教育の充実に関する有識者会議」における検討を踏まえた、**個別の児童生徒に係る教育課程の編成・実施等**についての示し方 (P90) (P43-45)

6．総則の具体的な記述（その他）

①学校段階間の連携接続

- **学校段階間の一層円滑な連携・接続**を図るための示し方

(なし)

②学校・家庭・地域の連携

- 学校・家庭・地域の状況等を踏まえた柔軟な教育課程を編成・実施し、「社会に開かれた教育課程」を一層実現するための**学校・家庭・地域の連携・協働の在り方**についての示し方

(なし)

③道徳教育に関する配慮事項

- 「**道徳**WG」における検討を踏まえた示し方

(なし)

※**部活動**については、スポーツ庁・文化庁が設置した部活動改革に関する有識者会議における議論に基づき、地域展開等の進捗も踏まえた示し方を整理

(なし)

参考資料

総則・評価特別部会における検討事項・論点④

7．学習評価に関すること

①学習評価の頻度・タイミングの在り方や「学習改善等に活かす評価」の充実方策

- 評定への総括は学年末にのみ行うことが可能であることを示しつつ、**「学習改善等に活かす評価」を充実させていく具体的な運用**の在り方 (P75)

②学びに向かう力・人間性等の評価

- **個人内評価**として実施する際の**具体的な評価方法**
- 「思考・判断・表現」の過程で具体的に見取ることができる要素が特に表出した場合に**「○」を付記する際の具体的な運用**の在り方 (P74)
- **「○」を付記した場合の評定への影響**の在り方

③「中核的な概念等」の学習評価における取扱い

- **「中核的な概念等」に関する整理を踏まえた、学習評価の対象とすることの適否** (P75)

8．義務教育に関する固有の検討事項

※各教科等の議論を踏まえた義務教育の教育課程全体の整合性を確保するため、各教科等WGでの議論を踏まえ、総則・評価特別部会として義務教育全体で資質・能力を調和的に育成するための調整を図る

(なし)

①義務教育段階の教科構成と標準授業時数の在り方

- 調整も踏まえた義務教育段階の**教科構成や標準授業時数の在り方**

(なし)

9．高等学校教育に関する固有の検討事項

※各教科等の議論を踏まえた高等学校の教育課程全体の整合性を確保するため、各教科等WGでの議論を踏まえ、総則・評価特別部会として高等学校教育全体で資質・能力を調和的に育成するための調整を図る

(なし)

①高等学校の教科・科目構成と標準単位数の在り方

- 調整も踏まえた高等学校段階の**教科・科目構成と標準単位数の在り方**

(なし)

②産業教育の示し方

- **産業教育**WGでの議論を踏まえた総則の示し方

(P85)

③通信制課程の示し方

- 教育の質の確保・向上を図る観点からの**通信制課程の在り方**

(なし)

10．「余白」の創出を通じた教育の質の向上に係る整理

- **今回の検討全体でどのような「余白」の創出が可能となるか**について、論点整理を踏まえつつ、総則・評価特別部会での具体の検討を踏まえ、一定段階で整理（可視化） (P65-66)

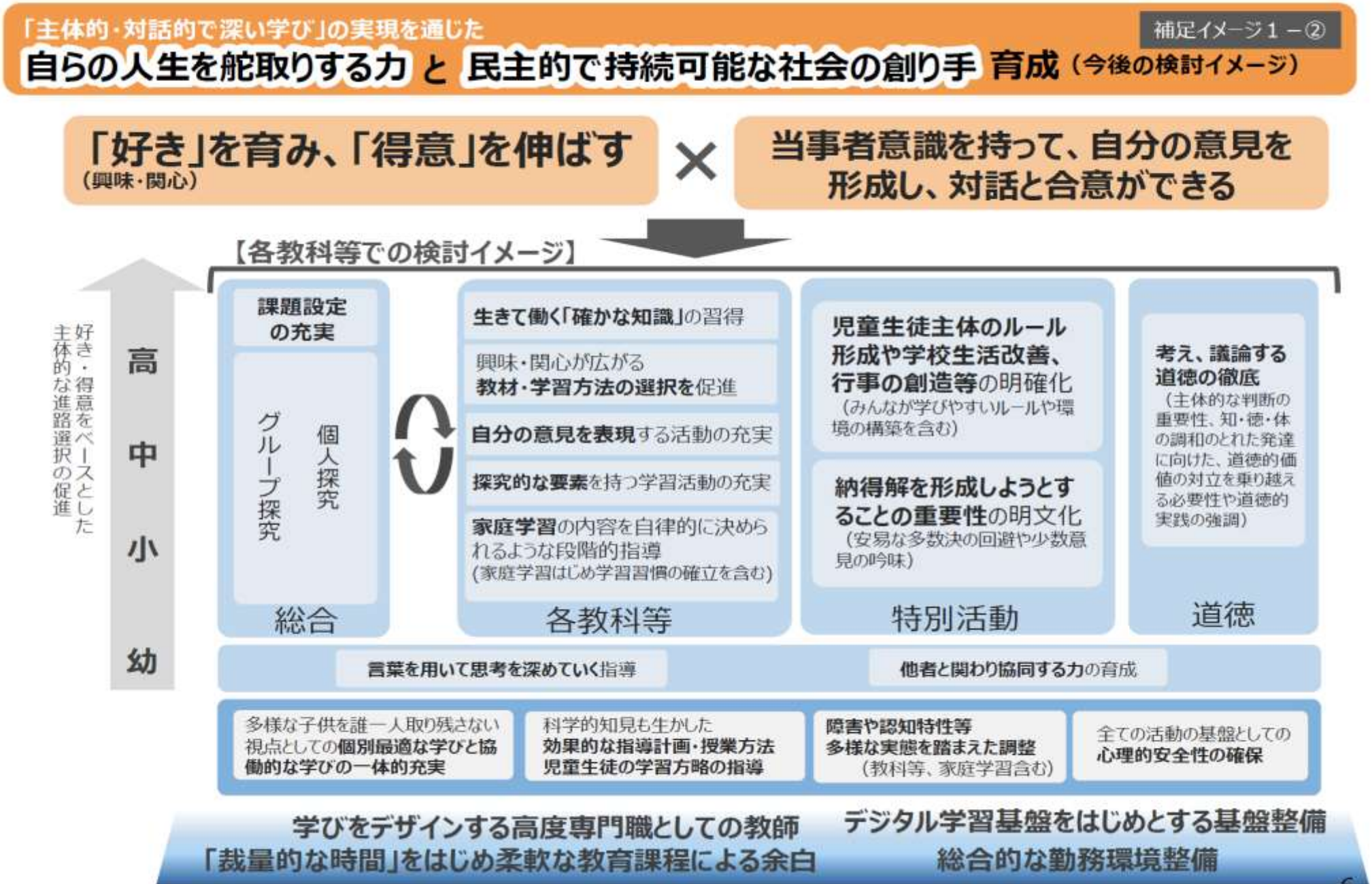
「主体的・対話的で深い学び」の実現を通じた
自らの人生を舵取りする力 と 民主的で持続可能な社会の創り手 育成（今後の検討イメージ）
補足イメージ１－②
「好き」を育み、「得意」を伸ばす
（興味・関心）
×
当事者意識を持って、自分の意見を形成し、対話と合意ができる
【各教科等での検討イメージ】
好き・得意をベースとした主体的な進路選択の促進
高 中 小 幼
課題設定の充実
個人探究
グループ探究
総合
生きて働く「確かな知識」の習得
興味・関心が広がる教材・学習方法の選択を促進
自分の意見を表現する活動の充実
探究的な要素を持つ学習活動の充実
家庭学習の内容を自律的に決められるような段階的指導
（家庭学習はじめ学習習慣の確立を含む）
各教科等
児童生徒主体のルール形成や学校生活改善、行事の創造等の明確化
（みんなが学びやすいルールや環境の構築を含む）
納得解を形成しようとすることの重要性の明文化
（安易な多数決の回避や少数意見の吟味）
特別活動
考え、議論する道徳の徹底
（主体的な判断の重要性、知・徳・体の調和のとれた発達に向けた、道徳的価値の対立を乗り越える必要性や道徳的実践の強調）
道徳
言葉を用いて思考を深めていく指導
他者と関わり協同する力の育成
多様な子供を誰一人取り残さない視点としての個別最適な学びと協働的な学びの一体的充実
科学的知見も生かした効果的な指導計画・授業方法 児童生徒の学習方略の指導
障害や認知特性等多様な実態を踏まえた調整
（教科等、家庭学習含む）
全ての活動の基盤としての心理的安全性の確保
学びをデザインする高度専門職としての教師
「裁量的な時間」をはじめ柔軟な教育課程による余白
デジタル学習基盤をはじめとする基盤整備
総合的な勤務環境整備
※本イメージ図は，自らの人生を舵取りする力と民主的で持続可能な社会の創り手育成という今般の検討の一部を資料化したものであり、学習指導要領の改訂に関わる全ての要素を網羅する性質のものではない

いま学校と教育委員会が向き合っておくべき「４つの問い」

① 私たちは、どのような未来を創造したいのか？

② そのような未来を子どもたちが創造するには、どのような力が必要か？

③ そのような力を育むため、私たちは教育の何を変えるべきか？

④ そのような力を育むため、私たちは教育の何を守るべきか？

３　次期学習指導要領「論点整理」とカリキュラム・マネジメントの方向性

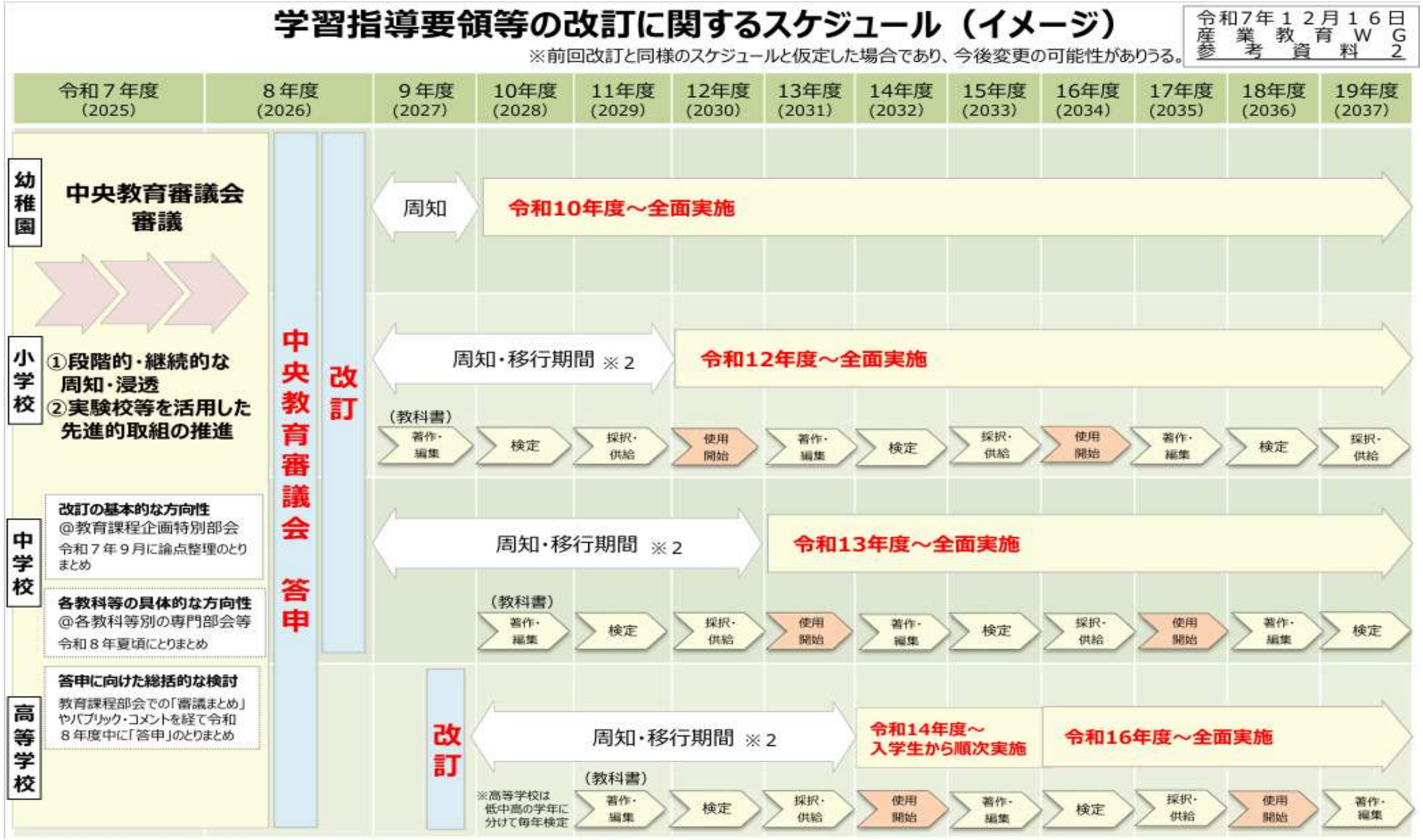

引用及び参考文献

・研修リデザイン　2025年　大野大輔　教育開発研究所

・これからの教育課程とカリキュラム・マネジメント　2020年　吉冨芳正、村川雅弘、田村知子、石塚等、倉見昇一

・Society 5.0の実現に向けた教育・人材育成に関する政策パッケージ　内閣府総合科学技術・イノベーション会議

・「初等中等教育における教育課程の基準等の在り方について（諮問）参考資料　令和７年１月29日時点版

・東洋経済education×ICT　2026/1/3　寺田　拓真

・「令和の日本型学校教育」の構築を目指して ～全ての子供たちの可能性を引き出す，個別最適な学びと，協働的な学びの実現～（答申）　令和３年１月２６日 中央教育審議会

・論点整理（案）令和７年９月19日　中央教育審議会教育課程企画特別部会

次章では，
「カリキュラム・マネジメントを進める視点」について考えていきましょう。

資　料　編

文部科学省

ポイント資料：概要版

教育課程企画特別部会
論点整理

（令和７年９月25日）

※総則・評価特別部会や各教科等ワーキンググループにおける議論を踏まえ一部内容を更新

3　次期学習指導要領「論点整理」とカリキュラム・マネジメントの方向性

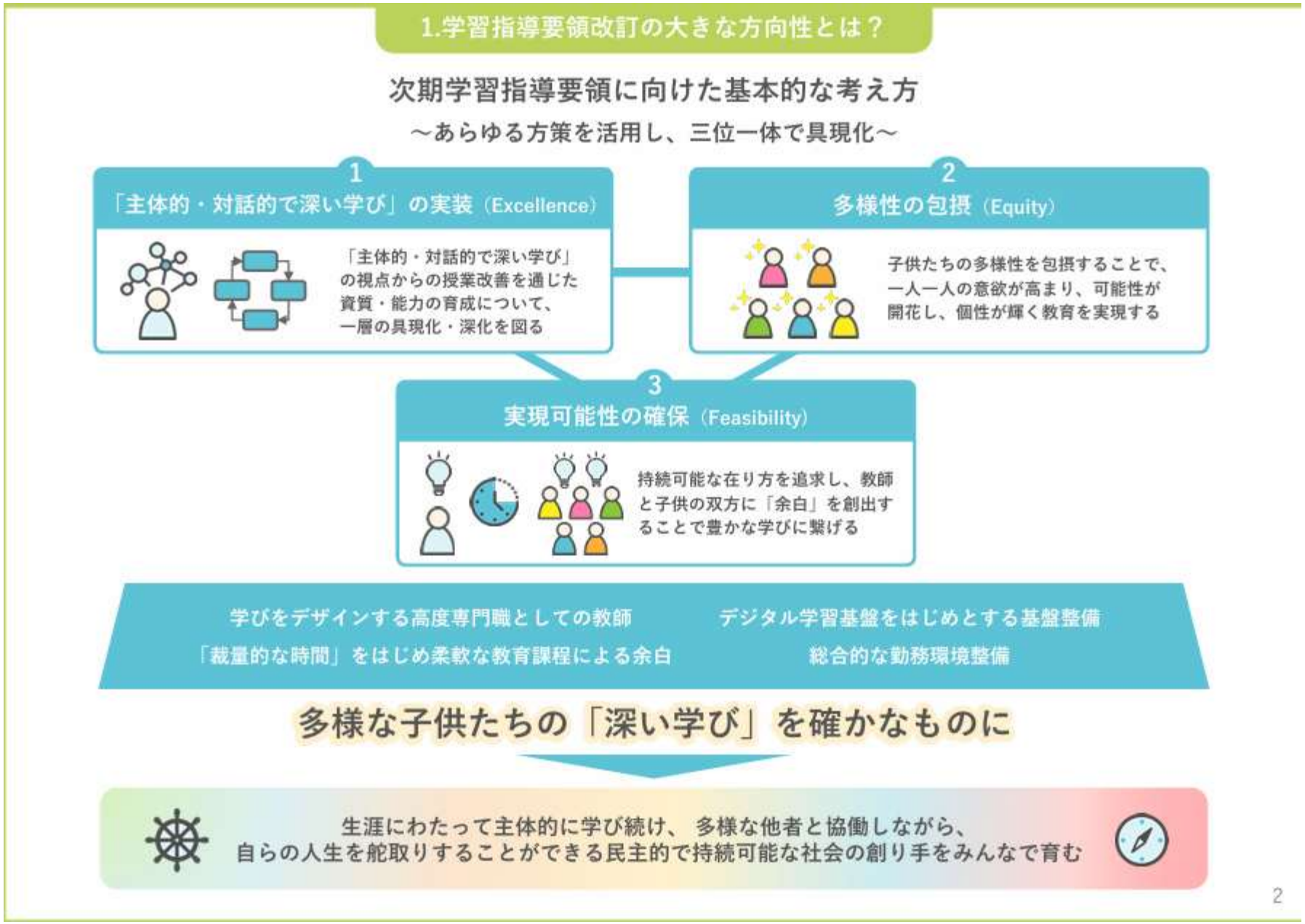

3　次期学習指導要領「論点整理」とカリキュラム・マネジメントの方向性

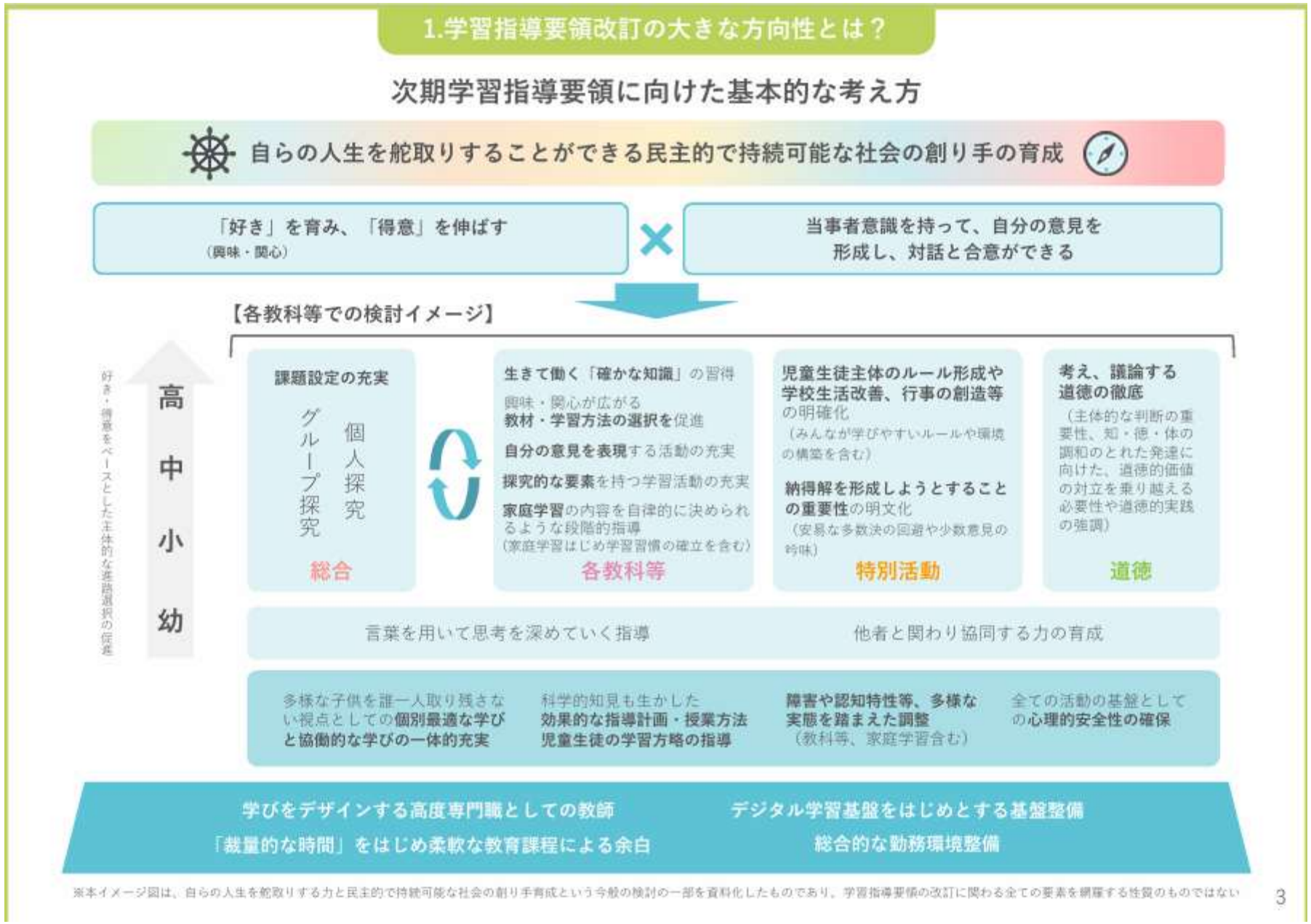

3　次期学習指導要領「論点整理」とカリキュラム・マネジメントの方向性

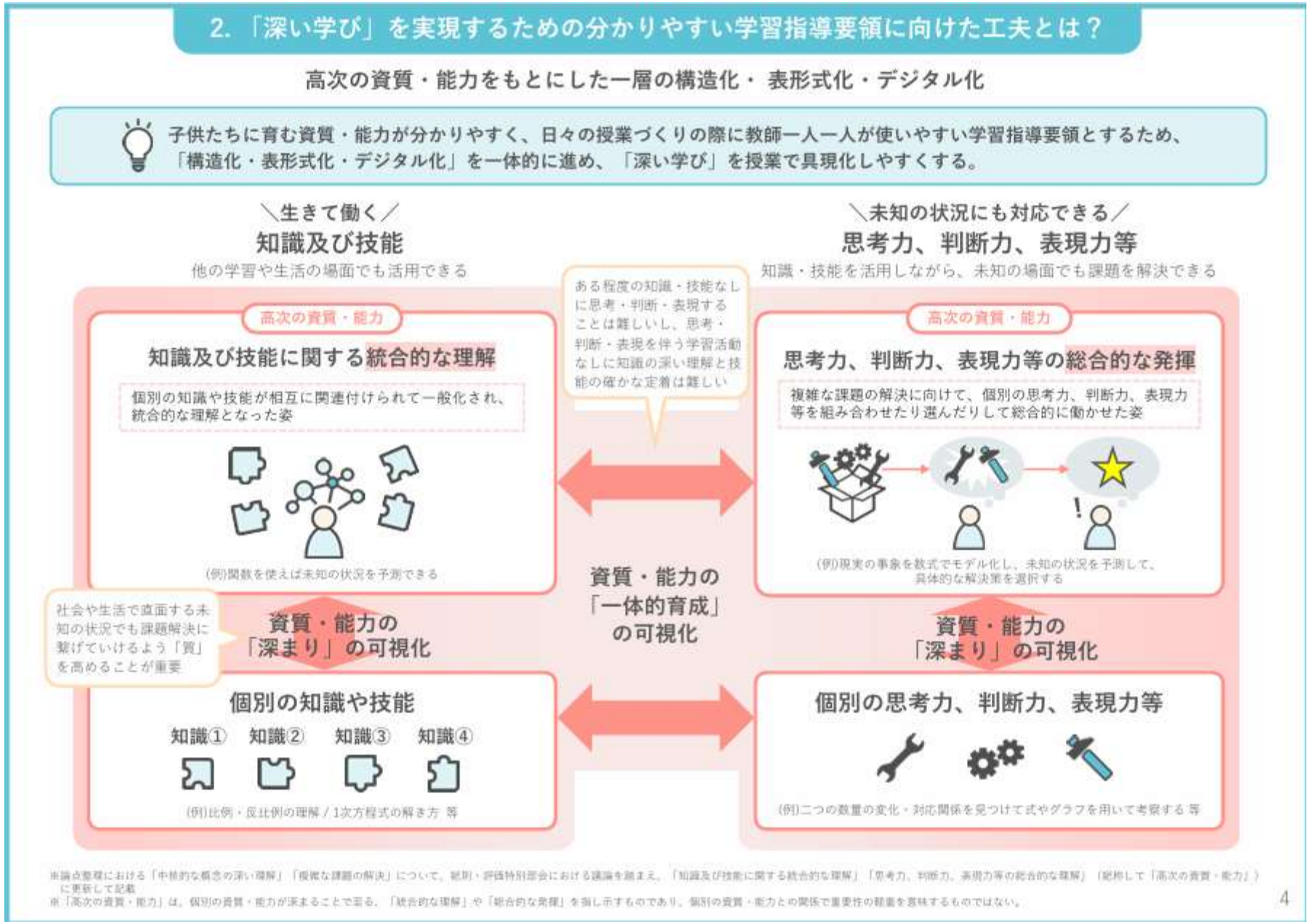

3　次期学習指導要領「論点整理」とカリキュラム・マネジメントの方向性

2.「深い学び」を実現するための分かりやすい学習指導要領に向けた工夫とは？

「学びに向かう力、人間性等」の再整理

「学びに向かう力、人間性等」の要素間の関係を構造化することで、学校現場の実践に繋がりやすくする。

【現行の記述】

「学びに向かう力、人間性等」として多岐にわたる要素が列記されているが、それらの**全体像や関係性が分からない**

児童が「**どのように社会や世界と関わり、よりよい人生を送るか**」に関わる「**学びに向かう力、人間性等**」は、**他の二つの柱をどのような方向性で働かせていくかを決定付ける重要な要素**である。

（中略）

児童一人一人がよりよい社会や幸福な人生を切り拓いていくためには、**主体的に学習に取り組む態度も含めた学びに向かう力や、自己の感情や行動を統制する力、よりよい生活や人間関係を自主的に形成する態度等が必要となる。これらは、自分の思考や行動を客観的に把握し認識する、いわゆる「メタ認知」に関わる力を含む**ものである。こうした力は、社会や生活の中で児童が様々な困難に直面する可能性を低くしたり、直面した困難への対処方法を見いだしたりできるようにすることにつながる重要な力である。

また、**多様性を尊重する態度や互いのよさを生かして協働する力、持続可能な社会づくりに向けた態度、リーダーシップやチームワーク、感性、優しさや思いやりなどの人間性等に関するものも幅広く含まれる。**

【今後の整理イメージ】

変化が激しい不確実な社会の中で、学びを通じて自分の人生を舵取りし、社会の中で多様な他者とともに生きる力を育む

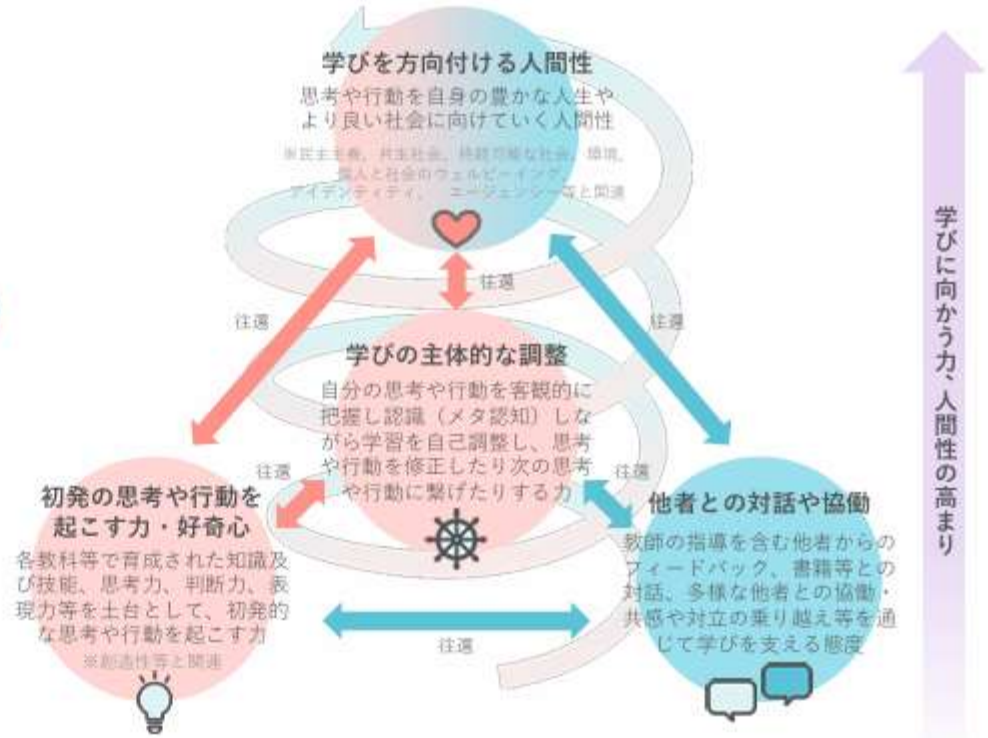

※「初発の思考や行動を起こす力」と、「学びの主体的な調整」「他者との対話や協働」との往還を通じ、粘り強く試行的に思考・行動する経験が繰り返され、「学びに向かう力、人間性等」が育まれる

3　次期学習指導要領「論点整理」とカリキュラム・マネジメントの方向性

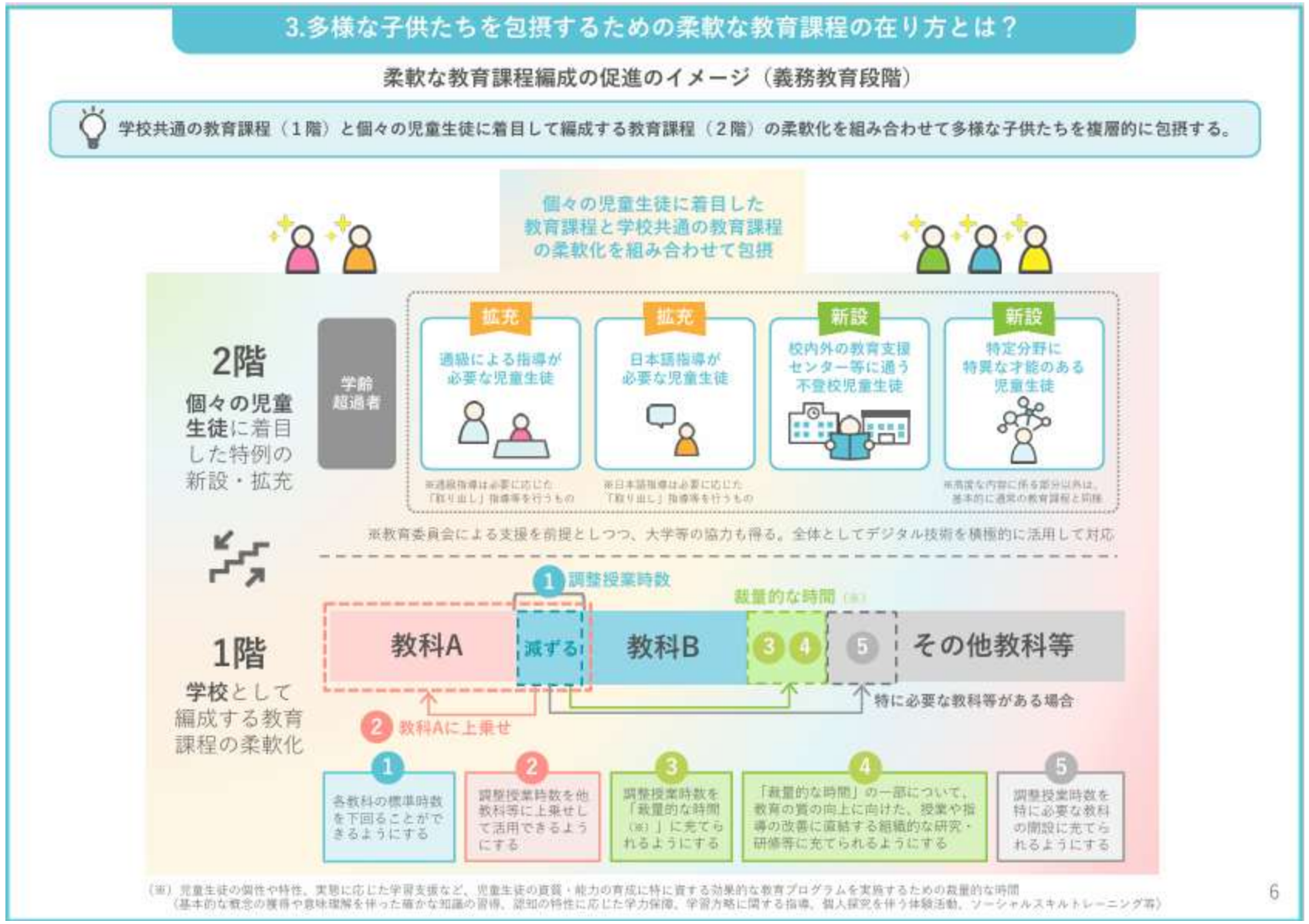

3　次期学習指導要領「論点整理」とカリキュラム・マネジメントの方向性

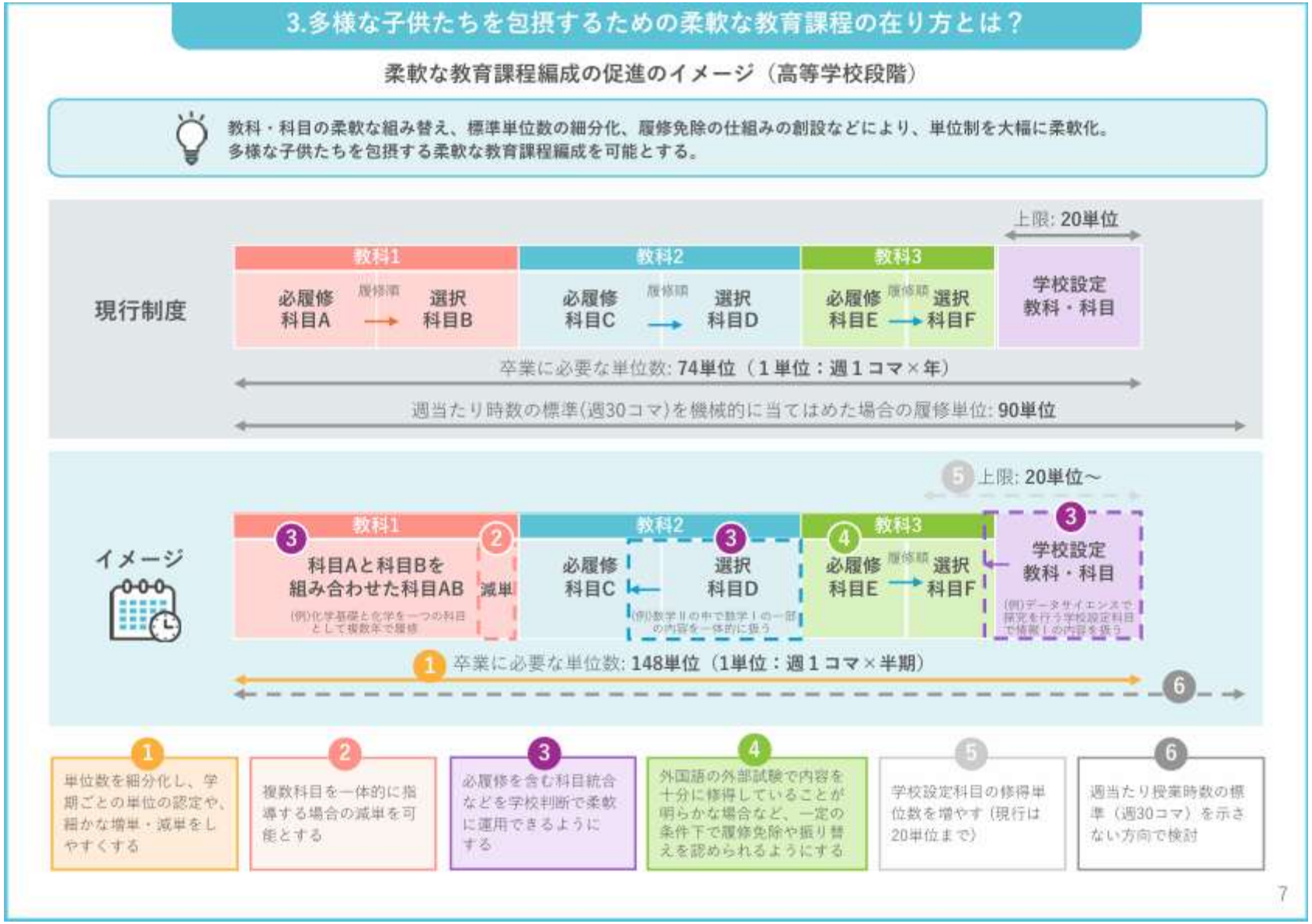

3　次期学習指導要領「論点整理」とカリキュラム・マネジメントの方向性

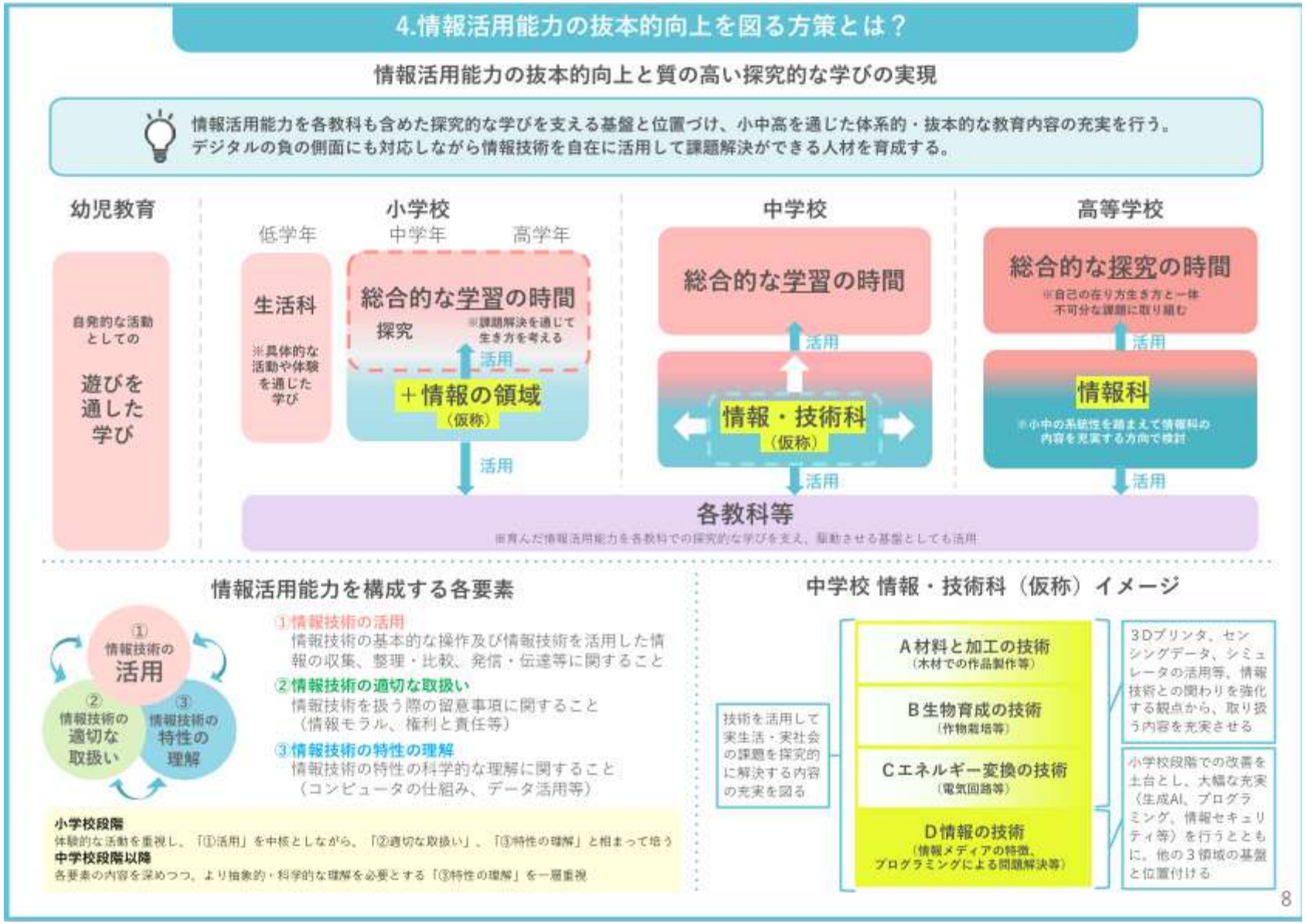

3　次期学習指導要領「論点整理」とカリキュラム・マネジメントの方向性

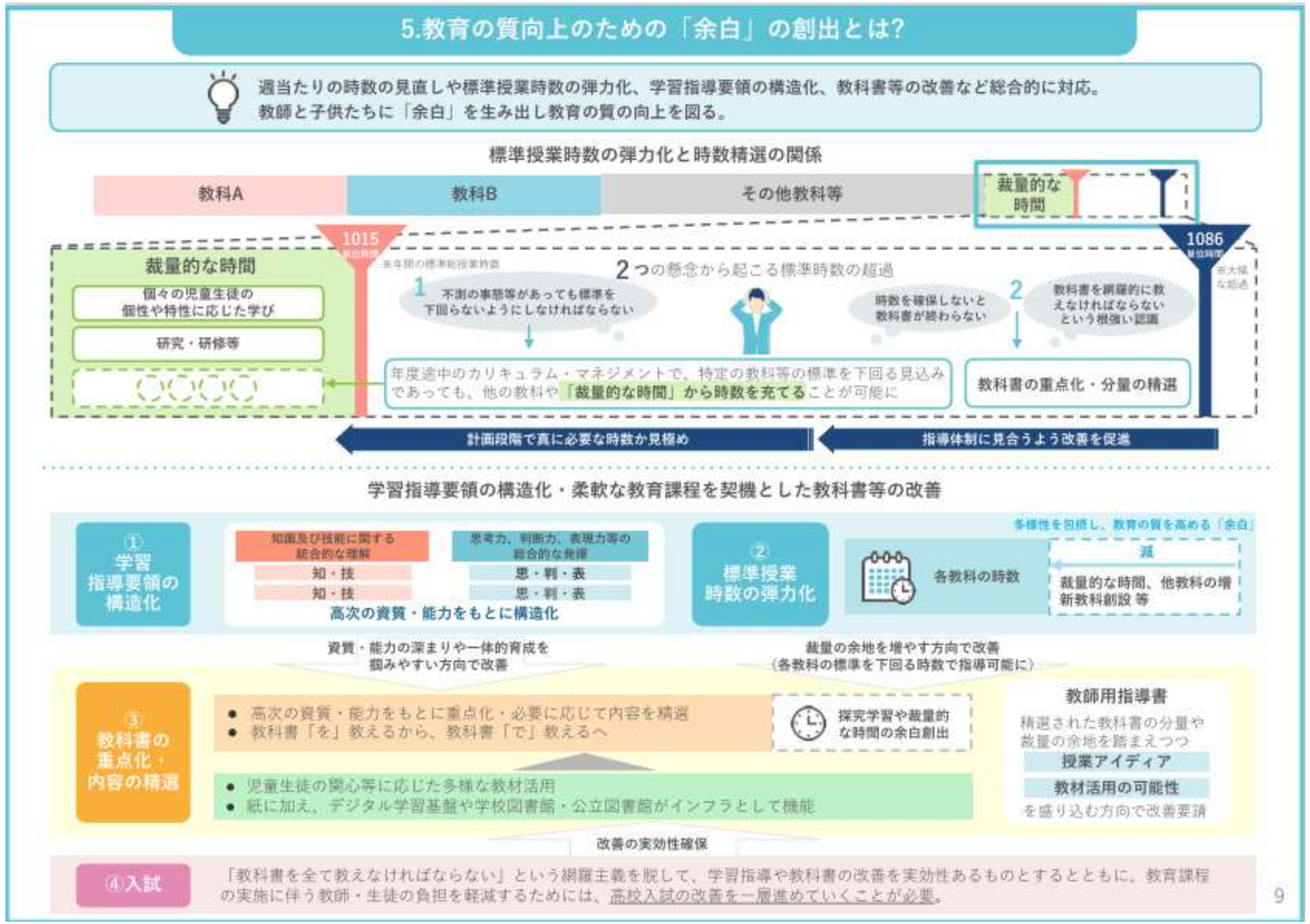

3　次期学習指導要領「論点整理」とカリキュラム・マネジメントの方向性

6.豊かな学びに繋がる学習評価の在り方とは?

資質・能力の育成に真に繋がる学習評価としていくため、その育成や評価を重視することを前提としつつ、
「学びに向かう力、人間性等」の評価についてはその特質にあった評価となるよう評価方法を改める。

「主体的に学習に取り組む態度」の評価の見直し

学びに向かう力、人間性等を構成する要素はあらかじめ整理

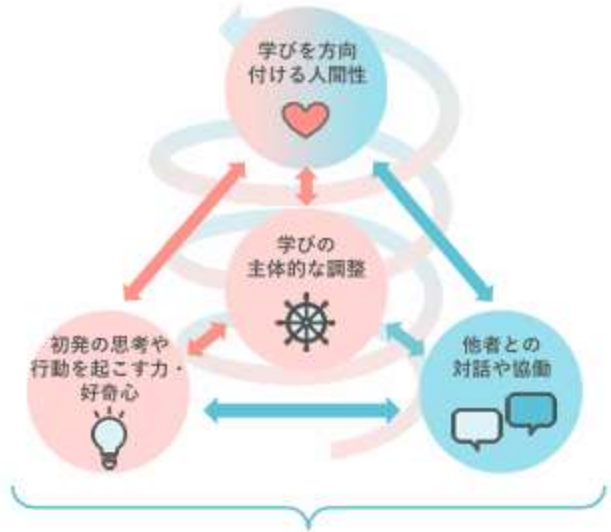

4つの要素を踏まえ、各教科等の目標に反映

学習指導要領の目標（学びに向かう力、人間性等）

新たな観点別評価の方向性イメージ

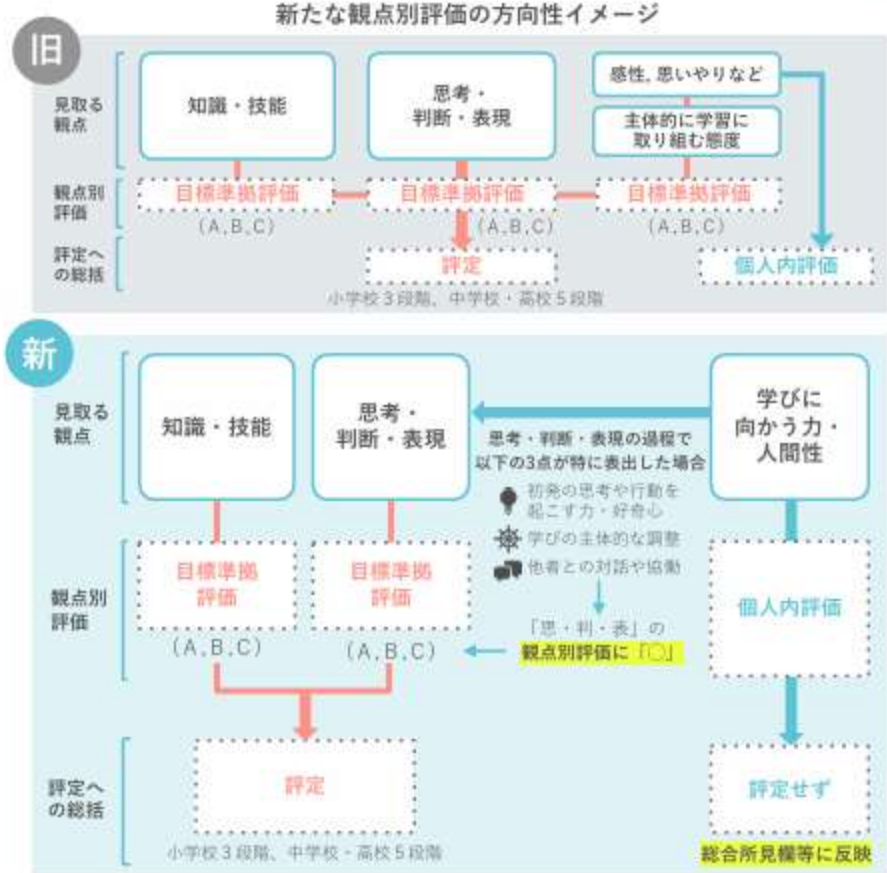

- 学習の自己調整を含めた「学びに向かう力、人間性等」の資質・能力が一層重要となることを踏まえ、その効果的な育成を図るために、特質に応じた評価の在り方に改善を図るものであり、「学びに向かう力、人間性等」の評価を「しなくてもよくなる」「軽視してよい」といった誤った理解とならないよう、具体的な運用の設計と趣旨の周知・徹底を図る必要がある。
- 「思考・判断・表現」の観点別評価に「○」を付記した際、それを教育課程の実現状況の総括的な評価である評定に一定程度加味することの適否については、引き続き総則・評価特別部会で検討を深める。